立教大学現代心理学部心理学研究倫理委員会規程

20071100

規程第１号

（目的）
第1条　この規程は、立教大学現代心理学部における人間を対象とする心理学研究が、「立教大学現代心理学部心理学研究倫理綱領および行動規範」の趣旨に沿った倫理的配慮のもとに行われるために必要な事項を定めることを目的とする。
(研究者の責務)
第2条　現代心理学部および研究科に当該年度において所属する研究者（学部学生以外) は、人間を対象とする心理学研究を行う場合、立教大学現代心理学部研究倫理委員会（以下　研究倫理委員会）に研究計画書を提出して承認を得なければならない。
第3条　現代心理学部に所属する学部学生が人間を対象とする心理学研究を行う場合には、指導教員が、その研究が「立教大学現代心理学部心理学研究倫理綱領および行動規範」の趣旨に沿った倫理的配慮のもとに行われるように指導監督する責任をもつこととする。

(委員会の設置)
第4条　この規程の目的を達するため、本研究科に研究倫理委員会(以下「委員会」という。) を置く。
(委員会の責務)
第5条　委員会は、研究科委員長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、研究倫理上の審査を行う。
(1)　研究者から申請された研究計画に係る事項
(2)　公表を予定する研究成果の内容に係る事項
(3)　その他研究科委員長が特に指示する事項
2　委員会は、必要があると認める場合は、研究計画又は公表を予定する研究成果について、申請の提出を求めることができる。
(委員会の構成)
第6条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
(1)　心理学専攻主任および専任教員　若干名
(2)　臨床心理学専攻主任および専任教員　若干名
(3)　学外または研究科外学識経験者　若干名
2　前項第１号から第３号までの委員は、研究科委員会の議を経て、研究科委員長が任命又は委嘱する。
(委員の任期)
第7条　前条第１項第１号から第３号の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任の残任期間とする。
(委員長)
第8条　委員の互選により委員会に委員長を置く。
2　委員長は、委員会を招集し議長を務めるとともに、会務を主宰する。

第9条　専門の事項を調査、検討するため、委員会に、臨時に専門委員をおくことができる。
2　専門委員は、委員会で協議のうえ、研究科委員長が任命又は委嘱する。
3　委員会は、必要と認めるときは、専門委員の出席を求め、調査、検討事項の報告を受け、又は討議に参加させることができる。ただし、専門委員は、審査の判定に加わることはできない。
4　専門委員の任期は、当該研究計画の判定をもって終了する。
（簡易審査）
第10条 簡易審査が申請された場合には、委員会が基準に照らして簡易審査に該当するかどうかを判断し、申請者に通知する。簡易審査に該当しない場合は、申請者に通知し、研究者は、通常の審査手続きに則り申請を行わなければならない。簡易審査に該当すると判断された研究計画書は，研究実施内容についてのみ審査を行い，研究における倫理上の配慮については審査を行わない。しかし，研究者は倫理委員会より簡易審査の証明書を受け取り，保管しなければならない。
2．簡易審査に該当する研究は以下の基準によって判定する。

2
(1)　自記式調査用紙を用いる研究で，誰の調査結果であるかが分からないように配慮してある研究
(2)　調査対象が既に公表されている資料，数量データで，誰でも入手可能であるものである研究
(3)　他機関に所属する研究者との共同研究であり、他機関の倫理委員会において審査を受け、承認された研究
なお以下の研究は簡易審査に該当しない。
(1)　研究協力者が直接または間接に特定できる形で得られたデータを扱う研究
(2)　記録された研究協力者の反応や観察が研究の外に漏れ出た時に，刑事，民事責任を問われる危険，経済的な危険または雇用上の危険が発生しかねない研究
(3)　研究協力者の行動についてセンシティブな側面，たとえば，違法行為，薬物・アルコール使用，性的行動などを扱う研究
(4)　子どもを対象とする研究は，乳幼児期から思春期までの間は保護義務者の承諾を必要とする。思春期以降は保護義務者ならびに本人の承諾を必要とする。但し，研究者が参加しない状況で子どもの行動を観察する形式で実施する研究は，簡易審査に該当する場合がある。
(5)　個人・集団心理療法，親ガイダンス，家族療法など心理療法を受けている人を対象とする研究の場合，当該セラピストが研究協力を依頼することはできない。セラピスト自身が研究者である場合には，心理療法にかかわっていない研究者が代理して依頼しなければならない。

(審査上の留意事項)
第11条 委員会は、第5条に定める審査を行うに当たっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
(1)　研究の対象となる個人の人権の擁護
(2)　研究によって生じ得る研究対象となる個人への不利益及び危険性
(3)　研究の対象となる個人(必要な場合はその家族又は保護義務者)に理解を求め同意を得る手続き
(4)　その他委員会において、倫理上の配慮が必要であると認められる事項
(委員会の議事)
第12条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第6条第1号から第3号までの委員の各1名以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。
2　委員長は、必要があると認めるときは、申請者又は申請者が指名する共同研究者に委員会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
3　委員は、自己の申請に係る審査には、関与することができない。
(審査の判定)
第13条 審査の判定は、原則として、出席委員の3分の2以上の合意を必要とし、かつ、第6条第1項第1号から第3号の委員の各1名以上の合意を必要とする。
2　前項の規程にかかわらず、申請に係る審査が急を要しかつ事例に基づいて審査結果が明確に推定できるものについては、委員長又はその指名を受けた委員は判定することができる。委員長は、その結果を委員会に報告する。
3　審査の判定は、次の各号に掲げる表示により行う。
(1)　承認
(2)　条件付承認
(3)　再審査
(4)　不承認
(5)　非該当
4　審査経過及び判定は、記録として保存し、原則として公表しない。ただし、委員長が特に必要と認める場合は、当該研究の申請者及び研究の対象である個人の同意を得て、審査経過及び審査結果の内容を公表することができる。公表に当たっては、プライバシー及び研究のプライオリティを十分に配慮するものとする。
(審査の申請)
第14条 申請者は、研究倫理審査申請書(別記第1号様式)を、委員長に提出しなければならない。
2　委員長は、前項の申請がない場合においても、必要があると認める場合は、研究計画又は公表を予定する研究成果について、申請の提出を求めることができる。
3　委員長は、前2項に基づく申請について、速やかに委員会に諮問するものとする。

(判定の通知)
第15条 委員長は、審査終了後、直ちに当該申請者に対し審査結果通知書(別記第 2 号様式)により通知するものとする。
2　前項の通知に当たり、審査の判定が第 12 条第 3 項第 2 号、第 3 号、第 4 号に該当する場合は、審査結果通知書に理由等を記入しなければならない。
3　委員会の審査を経た研究計画の申請者は、委員会の求めに応じ、研究の経過及び結果について委員会に
報告しなければならない。
(倫理審査証明)
第16条 委員長は、次の各号に掲げる目的のため請求があった場合は、委員会の審査結果に基づく倫理審査証明書等を発行することができる。
(1)　学術雑誌等への投稿に際し、委員会の意見書等の添付を求められた場合
(2)　研究材料等の入手に際し、委員会の同意書等の提出が必要な場合
(異議の申立)
第17条 第 15 条第 1 項による通知に対し異議がある場合は、申請者は、一回を限りに再審査を求めることができる。この場合、審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に、異議の根拠となる資料を添付のうえ、異議申立書(別記第 3 号様式)を研究科委員長に提出しなければならない。
2　前項の異議申立に係る再審査については、第 5 条第 1 項の審査に準ずる。
3　再審査に関し専門委員を委嘱する場合は、初回の調査検討を担当した委員以外の 1 名を加えるものとする。
4　委員長は、再審査終了後、直ちに当該申請者に対し、再審査結果報告書(別記第 4 号様式)により通知するものとする。
(研究計画の変更)
第18条 申請者は、研究計画を変更しようとするときは、遅滞なくその旨を委員会に報告しなければならない。
2　委員会は、前項の報告について必要があると認めるときは、当該変更に係る研究計画について改めて審査の手続きをとることができる。
(庶務)
第19条 委員会の事務は、学部事務室において処理する。
(要綱の改廃)
第20条 この規程の改廃には、教授会の承認を必要とする。
(雑則)
第21条 この規程に定めるもののほか、規程の施行に当たり必要な事項は、委員会の協議に基づき、委員長が定める。

〈付則〉
この規程は、2007 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、2020 年 3 月 5 日に一部改定された。
この規程は、2021 年 3 月 2 日に一部改定された。
この規程は、2022 年 2 月 22 日に一部改訂された。